人手不足を解消し、職員が安心して活躍できる魅力ある職場をつくりましょう!!

人材確保等支援助成金

介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

介護職員の**職場定着**を促進したい！

保育士の**賃金制度**を見直したい！

介護

保育

キャリアパスが整った施設へ

長く勤務したい。と思える魅力ある職場へ

この助成金は、介護・保育事業主の皆さまが、介護・保育労働者の人材不足解消のため、賃金制度の整備などを通じて労働者の職場定着促進に取り組んだ場合に支給するものです。裏面の詳細をご参照のうえ、ぜひご活用ください。

介護事業主の皆さまへ　**お困りの際は、ご相談ください！**

賃金制度の整備等も含めた雇用管理全般に関して、全国に支部がある

（公財）介護労働安定センターの相談援助をご利用いただけます！

（支部/支所情報）　http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/index.html

人材確保等支援助成金

介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

○ この助成金は、介護・保育分野における人材不足解消を目的に、介護・保育分野の雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と魅力ある職場づくりを支援するものです。

○ 介護・保育事業主が、介護・保育労働者の職場定着を促進するために、賃金制度の整備などを通じて労働者の離職率の低下に取り組んだ場合、下記のとおり助成金を支給します。

助成金の対象となる賃金制度	▶ 助成金の対象となるのは、介護・保育労働者の職場への定着を促進するために、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定める賃金制度（一労働者に対して単一の額を定めるものを除く。）です。 ▶ 原則として、雇用する全ての介護・保育労働者について適用されている必要があります。

助成金の種類	助成額	支給要件
A 制度整備助成	**50万円**	介護・保育事業主が介護・保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に制度整備助成（50万円）を支給します。
B 目標達成助成（第１回）	**57万円**	Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護・保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了１年経過後**に目標達成助成（第１回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））**を支給します。
C 目標達成助成（第２回）	**85.5万円**	Ｂに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護・保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、 計画期間終了３年経過後に**目標達成助成（第２回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））**を支給します。

助成金支給までの流れ

1. **介護・保育賃金制度整備計画**の作成・提出
   （提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出）
2. 認定を受けた①の計画に基づく**制度を整備し、すべての介護・保育労働者に実施**
   （労働協約または就業規則に明文化することが必要）
3. **A 制度整備助成の支給申請**
   【提出期間】計画期間終了後の２か月以内）
4. **制度整備助成の支給**
5. **B 目標達成助成(第1回)の支給申請**
   【提出期間】第1回算定期間（計画期間終了後12か月間）終了後２か月以内
6. **目標達成助成（第１回）の支給**
7. **C 目標達成助成(第2回)の支給申請**
   【提出期間】第2回算定期間（第1回算定期間終了後24か月間）終了後２か月以内
8. **目標達成助成（第２回）の支給**

※助成金は、厳正な支給審査の上、支給・不支給を決定します。

人材確保等支援助成金には上記以外にも、魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆様にご利用いただける「介護福祉機器助成コース」など、様々なコースがございます。

手続きや支給要件などの詳細、ご不明な点は、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

人材確保等支援助成金　検索

このパンフレットの内容は平成30年12月1日現在のものです。